



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割（４）
Author(s)	李，妍淑
Citation	北大法学論集，66(3)，132[181]-91[222]
Issue Date	2015-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59864
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no3_06.pdf



中国のジェンダー法政策推進過程における 婦女聯合会の役割（４）

李 妍 淑

目 次

はじめに

第 1 章 婦女聯合会の全体像 (以上、65巻 2 号)

第 2 章 女性の就業問題への取り組み——「自立」を目指して
(以上、65巻 6 号)

第 3 章 子ども問題をめぐる活動と家事サービス事業の展開

第 4 章 婚姻法の制定および改正における婦女聯合会の取り組み

1 1950年婚姻法の制定について (以上、66巻 2 号)

2 1980年婚姻法改正への参加状況

(1) 制定過程

(2) 主な争点および改正内容

(3) 1980年婚姻法の特徴

3 2001年改正婚姻法への参加状況

(1) 制定過程

(2) 中華全国婦女聯合会の立法過程への参加

① 実態調査および座談会の開催

② 提案内容

(3) 2001年改正婚姻法の特徴

① 全国婦聯の提案の採択状況

② 2001年改正婚姻法の特徴 (以上、本号)

第 5 章 婦女聯合会の役割——法政策にみられるジェンダー秩序

おわりに

2 1980年婚姻法改正への参加状況

（１）制定過程

1976年10月に王洪文、張春橋、江青、姚文元らの四人組が逮捕されたことによって、10年にわたって無法状態をもたらした文革が終焉し、共産党は国家の再建に向けて準備を開始した。党は、先進資本主義国家に比べて経済発展がかなり遅れていることを認識し、1977年8月18日に開催された中国共産党11期全国大会において、革命の継続を堅持するとともに、20世紀末までに農業、工業、国防および科学技術の近代化された社会主義強国を目指す方針を明確にした。また、1978年12月の中国共産党11期3中全会においても、経済を立て直すため「四つの近代化」の実現を強調し、民主と法制の強化路線が提起された¹。このような情勢の変化を受けて、文革中に活動を全面的に停止していた全国婦聯も再び組織された。中国婦女第4回全国代表大会（1978年9月）において、「四つの近代化は婦女を必要とし、婦女は四つの近代化を必要とする」というスローガンの下で、「四つの近代化」建設への参加を婦聯組織全体の主要な任務として決定した。

また、全国婦聯が中国婦女第4回全国代表大会を準備する過程において地方の女性をめぐる実態調査を行った結果、長い間法秩序が破壊されたこともあって、女性を取り巻く労働状況や権利侵害などの現象が広く存在し、とりわけ婚姻家庭問題における権利侵害が多発していたことが明らかになった²。法律上、50年法の成立をもって封建的な婚姻制度は打破されたことになったはずだが、現実にはその残滓と影響が根強く存在し、むしろ文革期間における無法状態の蔓延によって、旧制度の思想や

¹ 民主と法制の強化路線への転換は、文革期における社会主義的民主主義の形骸化、「大衆独裁」という名のもとに非司法機関による人身の自由への権利侵害など、社会的に蔓延した法のニヒリズムへの反省によるものであるとされる（木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門（第6版）』（有斐閣、2012年）44～45頁〔木間正道〕参照）。また、こういった転換は、中国法に新たな立法の風を吹き込んだともいわれる（高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か』（岩波書店、2010年）78～79頁参照）。

² 編著者不明『羅瓊訪談録』（中国婦女出版社、2000年）180頁参照。

風俗が再び台頭してきた。

たとえば、両親が子の結婚問題に干渉し刑事事件を引き起こすケースや、結婚の先決条件として金品を提供させること、高額で派手な結婚式をすることなどが復活し、一部の地域、とりわけ僻地の山村では女性を虐待することもしばしば発生していたことが報告された³。こうした請負婚や売買婚、女性に対する虐待は、女性の解放を大きく阻害しただけでなく、社会の安定と国民経済の建設にも悪影響をもたらした。また、計画出産⁴の不徹底や子どもの教育の不行き届きなども問題として取り上げられるようになり、社会主義に相応しい家庭関係を築くことが急務であると考えられるようになった。そこで、全国婦聯は1978年8月に50年法を改正するよう党中央に求めるに至った⁵。

同年9月に開催された中国婦女第4回全国代表大会においては、「四つの近代化」の実現を主要任務としつつ、「革命の次世代を養成」し、「社会主義思想を以て婚姻家庭関係を処理するべきである」という主張の下で50年法の改正が提起された⁶。そして会議終了後、大会参加者の意見を集約し、全国婦聯主席である康克清の名義で50年法の改正に関する二回目の要請および報告書を党中央宛に送付した⁷。報告書によると、「こう

³ 康克清「反対売買・包辦婚姻、用社会主義思想处理好婚姻家庭関係」中華全国婦女聯合会編『蔡暢・鄧穎超・康克清婦女解放問題文選（1938-1987）』（人民出版社、1988年）351～355頁参照。これは、康克清が新華社の記者に対して発表したスピーチである。

⁴ 中国の人口は、1949年の時点では5億4千万以上であり、1953年になると6億を超え、一時重大な問題として取り上げられ、人口抑制政策を取るべきであると主張したのは馬寅初（当時北京大学学長）が初めてである。その後も人口は着々と増え続け、1979年には9億7千万余（台湾を含む）に達した（周京華「人口学者を訪ねて」北京週報1979年46号21頁；陳慕華「人口を計画的に押えよう」北京週報1979年46号17頁参照）。このような人口増加は、国民経済の発展に釣り合わなかったため、計画出産の実施に向けて1973年に國務院計画出産指導グループが立ち上げられ、政策的な取り組みが始まった。

⁵ 楊大文「1980年『婚姻法』的修改与頒行」中国婦運2010年5期26頁参照。

⁶ 全国婦聯辦公厅編『中華全国婦女聯合会四十年（1949-1989）』（中国婦女出版社、1991年）198～199頁参照。

⁷ 楊大文・前掲注5）26頁参照。

した（婚姻をめぐる権利侵害）行為は多くの家庭に不幸をもたらしているため、大衆は社会主義婚姻法の公布を切実に望んでいる。依るべき法があることは、社会主義婚姻制度の確立に有利であり、大衆の（経済建設への参加）意欲を引き出すのにも有利である」とした上で、さらに「婚姻法を改正し社会主義婚姻法を公布することは、社会主義における四つの近代化を実現するためであり、上部構造の領域における必要な改革である」ことが示された⁸。

そして同年10月に開催された中央政法グループの座談会において、刑法、民法の制定に向けた準備を進めていく一方で、他方、婚姻法の改正についてもこれに着手することが決定された⁹。その後、11月7日に、党中央は当面新たな問題状況に対応するために婚姻法の改正が必要であるとする全国婦聯の要請を取り入れ、その推進役としての役割を全国婦聯が担うよう指示した。こうして50年法の改正作業は全国婦聯の提言が採用される形でスタートすることになった。

全国婦聯は、最高人民法院、最高人民検察院、民政部、衛生部、計画出産指導グループ、国家民族事務委員会、解放軍総政治部、全国総工会、共青团中央の各部門の責任者が参加する婚姻法改正グループを立ち上げ、その座長には全国婦聯主席である康がみずから就任した¹⁰。また、本改正グループの下には、楊大文、巫昌禎、馬原などの法律専門家によって構成されたオフィスも設けられた¹¹。

同年11月29日、婚姻法改正グループは共同で「婚姻法改正問題に関する通知」を公表し、改正作業は中央政法グループの指導の下で行うことと、各地方に対し婚姻法改正に関する意見を求めることを明確に示した。さらに本通知では、男女の自主的な意思による婚姻が行われるべきであることが宣伝され、晩婚や結婚式に関わる費用の節約を提唱することによって、プロレタリアートの婚姻観や共産主義に見合った道徳的気風を

⁸ 楊大文・前掲注5) 26～27頁参照。

⁹ 張希坡『中国婚姻立法史』（人民出版社、2004年）229～230頁参照。

¹⁰ 全国婦聯辦公庁編・前掲注6) 200～201頁参照。

¹¹ 楊大文・前掲注5) 27頁参照。

打ち立てることが求められた¹²。

こうした婚姻法改正に備えて、実態調査と草案作成が同時に推し進められていった。1978年11月から1979年3月までの間に、全国各地において婚姻法改正に関する意見募集が3回行われた。また、河北、遼寧、雲南など11の省（市・自治区）においては、婚姻法改正に関する座談会が開催されており、相当程度に広範囲にわたり、改正作業が進められたことが確認される。募集された意見や座談会などで交わされた議論に基づき、婚姻法改正グループとオフィスの専門家は50年法の改正草案を練り、草案を整えては全国各地の関係部門に送付し、草案に対する意見を求めた。結果、改正グループは合計で6回にわたって、草案を作成しては修正、改善するといった作業を行った。そのうちの4回目以降の草案修正作業については、全国人大の法制委員会にも介入させ、さらなる改良へと努めた。全国人大法制委員会は、改正グループから送られてきた草案をめぐって討論や検討を行い、修正を施すといった作業を繰り返した。そして出来上がった草案は、1980年4月に開催された5期全国人大常務委員会14回会議に上程されたが、さらなる意見募集のために全国各地の関係部門および全国政協宛てに送付され検討されることとした。その後、募集した意見に基づき、全国人大法制委員会と全国婦聯は最後の修正を進め、最終稿は同年9月に開催された5期全国人大3回会議へと送付し審議された。ようやく1980年9月10日に改正案は正式に採択され、1981年1月1日からの施行を公布し、50年法はこれをもって廃止されることになった¹³。

（2）主な争点および改正内容

1980年に採択された新婚姻法（以下、80年法と略す）は、5章37カ条から成り、総則、結婚、家庭関係、離婚、附則で構成された。80年法の採択に向けて議論された主要な論点は、婚姻年齢、離婚、夫婦の財産、家庭関係、宣伝教育などをめぐる問題であった。

¹² 全国婦聯辦公庁編・前掲注6）200～201頁参照。

¹³ この部分の記述は、楊大文・前掲注5）27頁と張希坡・前掲注9）230頁を参照したものである。

80年法では、総則において「本法は、婚姻家庭関係に関わる基本的な準則である」（1条）という文言が追加されたが、その理由として以下のことが挙げられていた。すなわち、30代以下の多くの若者が婚姻法の存在を知らなかったり、家族紛争において司法部門が婚姻法に準拠しなかったりするなど、法律が重要視されなかった文革期を反省すべきと考えられたからである¹⁴。こうした背景の下で、国务院は、改正婚姻法の施行を目前に各級政府、とりわけ司法部、民政部に対して法の執行を厳格に行うよう通達を送ったとされる¹⁵。また2条には、「……高齢者の合法的な権利利益を保護する」（2項）ことと、「計画出産を実行する」（3項）ことが新たに加えられた。ここには、高齢者に敬意を表することが従来から中国社会の道徳として尊重されてきたものの、これを婚姻法に盛り込むことで、婚姻法が単なる法律にとどまるのではなく、広く道徳も含めた家族問題を扱っていることを人々に意識させようとする狙いを窺うことができる。慣習や道徳レベルの問題を法律上の問題として構成することによって、場合によっては国家の強制力が働く余地を残したとも思われる。

また、計画出産については、12条で「夫婦双方はともに計画出産を実行する義務を負う」ことが明記された。この規定は、1973年から推し進められてきた計画出産政策を具体的に法制化したものであり、計画出産政策を推進するための法的根拠として位置づけられるにいたった。むしろ、ここで述べられていることは、夫婦に計画出産を遵守するよう法的に求めるという意味であるが、より重要なのは、この規定を根拠とする国家権力が、私的領域においてもきわめて個人的な事柄に属するリプロダクティブ・ライツに対して介入する道を開いたという点である。もっとも、国家の側からみれば、計画出産が今や抜き差しならぬ問題として認識されねばならず、80年法にはこうした理解を広めるとともに、客観的に人口抑制という大きな課題を背負っていたともいえよう。

ほかに、今回の改正に際してもっとも注目されたのは、婚姻年齢の問題であった。80年法は、5条において「結婚年齢は、男は満22歳、女は

¹⁴ 大塚勝美『中国家族法論』（御茶の水書房、1985年）297～298頁参照。

¹⁵ 同上、298頁参照。

満20歳以上に達しなければならない」とした上で、「晩婚・晩育（婚期と出産を遅らせること）を奨励する」という規定を追加した。これを50年法と比べてみると、婚姻年齢が従来より2歳ずつ引き上げられており、身体的成長はもちろん、勉学を修めて就業し、自立して生活する力といった社会的経験を一定程度で備えている「成人」こそが婚姻に適しているという理解が成り立つ。そして、こうした理解には計画出産政策の推進に役立つといった国家の現状認識が表われている¹⁶。もっとも、婚姻年齢の制定については、全国から数回にわたって集められた意見とともに、医学分野における専門家の意見も取り入れた上で、農村部と都市部、地方ごとに異なる男女の社会的、生理的特徴も配慮し、計画出産政策の理念を反映させることで、ようやく最終的にはこの形で落ち着いたとされる¹⁷。

ただ、このような高い法定婚姻年齢は世界的にも稀である。中国においては、まず初めに計画出産政策が先にありき、その上で、政策実現に見合う婚姻適齢期が探られたとみるのが適当であり、婚姻法には、計画出産を意識させるような内容が他にもある。たとえば、6条では婚姻の禁止規定が挙げられているが、50年法における「直系血族および五代（八親等）以内の傍系血族」という部分が、80年法では「直系血族および三代（四親等）以内の傍系血族」へと変更されたような点は、計画出産に起因する優生学的見地が配慮された結果であると考えられる¹⁸。

ただ、子の氏については、16条で「子は父の氏に従ってもよいし、母

¹⁶ 楊大文・前掲注5）27頁参照。なお、この問題については、全国婦聯の康克清主席は産婦人科の専門家などの意見をも取り入れ、女性の利益に関わるだけに真剣に取り組んでいた、と羅瓊は回顧する（『羅瓊訪談録』・前掲注2）186頁参照）。

¹⁷ 大塚勝美・前掲注14）302～303頁参照。

¹⁸ 5期全国人大3回会議において行われた改正法案の説明会において武新宇は、「現実には、傍系血族から生まれた子に先天の欠陥を有する場合が多いため、優生学的見地から婚姻法に近親婚を禁止する規定を明確に設けるよう、多くの方面から要望があった」と述べた（武新宇「關於『中華人民共和國婚姻法（修改草案）』和『中華人民共和國國籍法（草案）』的說明（1980年9月2日）」中華人民共和國國務院公報1980年13期392頁参照）。

の氏に従ってもよい」という規定が新設されているものの、この規定をもって子の氏がもっぱら父の氏に従う伝統を否定したことになるとはいえないであろう。むしろ、この規定は、将来的に増加する一人っ子の氏をどうするのかといった夫婦間の中で起こり得る争いを想定し、それを未然に防ぐために設けられたものとして解するのが妥当である。したがって、その意味では、今回の改正において必ずしも男女平等という理念が表現されているわけではないということになるし、この点で全国婦聯のいうところの男女平等の具現化などと評価することはできないばかりか、不適切でさえある¹⁹。また、このような子の氏に関する規定は、両親が別姓であることを想定して設けられたと考えられるわけだが、50年法においては、11条で夫婦の別姓が認められていたにもかかわらず、子の氏についての言及がない。したがって、この問題が80年法によって明記されるようになった事情としては、計画出産による少子化を強く意識してのことであると考えられる。

次に、修正されたのは、離婚の自由をめぐる問題である。50年法の単意離婚、すなわち「男女の一方が強く離婚を求める場合、区人民政府と司法機関の調停を経ても効果がないときにも離婚を許さなければならない」（17条1項）という無条件離婚の規定は、廃止されることになった。これに取って代わり設けられたのは25条にある次の規定である。すなわち、「男女の一方が離婚を求める場合、関係部門が調停を行うか、あるいは直接人民法院に離婚訴訟を提起することができる。……もし感情がすでに破綻していることが確かで、調停の効果がない場合、離婚を認めなければならない」というものである。50年法との比較でみると、80年法は、「感情の破綻」に関する判断を要するという項目が追加されている点で異なる。

50年法によって単意離婚が認められたことによって、多くの離婚が生

¹⁹ 全国婦聯は、こうした規定は男女平等を具現したものと宣言している。羅瓊「中華全国婦女聯合会副主席の談話」北京週報1981年11号23頁参照。ほかに、家族法学者の巫昌禎も子の氏に関する規定は、男女平等の体现であると主張する（巫昌禎編『婚姻家庭法新論——比較研究与展望』（中国政法大学出版社、2002年）178～179頁参照）。

じたことは、すでに述べたとおりである。しかし、他方で、人生の一大イベントである結婚、もちろんそれは当事者の望まぬ結婚であったかもしれないけれど、一方の意思をもって容易に離婚が可能であるということから実際に生じた多数の離婚や、さらには離婚に伴い崩壊していく家庭を目の当たりにした地方幹部の多くは、単意離婚を継続することに躊躇したとも考えられる。

また、単意離婚が法的に認められているにも関わらず、なかなか離婚に応じようとしなないケースも多く発生し、全国各地において人身事件が多々起きていた。それを受けて、50年法が施行されて間もない頃のことであるが、1950年5月29日の人民日報3面に、「最高人民法院民事法廷第二グループが婚姻法関連の四つの問題について討論」というテーマの記事が掲載されたが、そこには次のように述べられている。

裁判離婚を行うにあたっては「……（離婚するには）正当な理由を根拠としなければならない、離婚の自由を濫用したり、これを誤解したりするような者に対しては教育と説得を与え、その誤った思想を糾弾するべきである」。

したがって、法的には単意離婚が可能であるとしても、「正当な理由」がなければ認められない可能性が高く、50年法の下でも当初から婚姻家庭を維持し強化するといった傾向は強くみられる。実際、こうした事情から、司法部門は離婚について厳格に審査を行い、特に妻が最後まで離婚を拒む場合、裁判所は一般的に離婚の判決を下さないことさえあったといわれる²⁰。

こうしてみると、80年法において「感情の破綻」が追加された背景には、すでに感情にヒビの入った婚姻関係を無理に継続しても双方に苦痛を与えるだけで、ときには重大な人身事件を引き起こすかもしれないことへの配慮があったといえる。武新宇による改正法案の説明によれば、「長い間、法院が離婚事件を処理するにあたって、厳格すぎたこと」もあり、

²⁰ 羅瓊「婦連副主席羅瓊女史、新婚姻法について語る」北京週報1981年11号23頁参照。

「改正婚姻法に新たに補足した理由は、婚姻の自由の原則を堅持するとともに、法院にある程度の融通性を与えたものであり、中国の現在の実情に比較的に一致しているからである」。すなわち、「感情の破綻」を取り入れることによって、かえって離婚を容易に行えるようにした、という理解がここには示されている。

しかし、この武の見解は正しいといえるのだろうか。夫婦の間で「感情の破綻」が確認できるかどうか、この点を判断するのはいうまでもなく裁判官である。だが、そうした判断自体が裁判官の自由裁量に委ねられており、何ら裁判所としての統一的判断基準が設けられていないとすれば、今回の改正によって、必ずしも当事者にとって離婚が容易な制度へと変更されたということにはならない。実際、この問題について、1989年11月21日には最高人民法院から「人民法院が離婚案件を審理する際に感情が確かに破綻していることをいかに認定するかに関する若干の具体的な意見」という司法解釈²¹が出されている。最高人民法院は「感情の破綻」を5つの観点から検討し、その上で総合的に判断するように求めた。5つの観点とは、婚姻基礎、婚姻後の感情、離婚原因、夫婦関係の現状、復縁する可能性の有無である。

言い換えれば、「感情の破綻」とは、当事者の主観によって決定されるものではなく、裁判官が上記の5つの観点から検討することによって、客観的に定まるものである、ということになる。ただ、このことから生じる帰結として、当事者の意思と関係なく、「元の鞘におさまる可能性がある」²²と判断されれば、離婚は難しくなるといった事態も考えられる。楊大文によると、80年法に本規定を取り入れた理由は、「離婚の自由を保障しつつも、軽率な離婚を防ぐための措置であると解されるべき」

²¹ 最高人民法院と最高人民検察院が発する裁判規範性のある文書で、具体的な規定や事件類型について解釈を示す「解釈」と立法精神に基づき一般的な規則を制定する「規定」、下級の法院、検察院からの問い合わせ、照会「請示」に対する回答という形をとる「批復」などの形式が採られている（木間正道ほか・前掲注1）105頁〔鈴木賢〕参照）。

²² 鈴木賢「中国家族法の概要と家族の現況」家庭裁判月報47巻11号（1995年）20頁参照。

とのことである²³。

また、80年法が制定されたとはいえ、まだ「感情の破綻」が認められないと思われる夫婦に対しては、復縁するように調停するといった人民法院の方針に変わりはない。全国婦聯の羅瓊副主席は、この点について次のように述べた。「……もちろん、われわれは移り気で道徳に悖る行為については断固反対する。……一時的な感情のこじれで離婚を決心する夫婦に対して、本人の所属先、婦聯または裁判所は、離婚の自由を保障するが、ただし軽々に離婚することにも反対であり、可能な限り仲直りできるよう調停および説得を行う」と。

最後に、80年法においては、家庭関係における調整範囲が50年法に比べて広がったことが挙げられる。夫婦、子と親の相互扶助、扶養以外に、祖母と孫の間、兄弟姉妹間の扶養関係も80年法には盛り込まれており、総則にある「高齢者の合法的な権利利益を保護する」(2条2項)という新設規定と同様、社会保障のような福祉的機能を担うことが家庭に対しては期待されていた。中国社会の古い慣習にしがえば、子が親の老後の世話をするのは当然のことであり、そうした扶養は家族間で担ってきたという歴史的経緯もあって、「養兒防老」(老後に備えて(息)子を育てる)、「多子多福」という言葉が多用されてきた。しかしながら、将来的には1人っ子政策と呼ばれる人口抑制政策に基づき家族の規模縮小が予想されることから、家庭内における相互扶助や扶養は期待できなくなる恐れがある。それでもなお、あらゆる関係メンバーを動員し、家族や家庭には社会保障機能の一端を担うよう法律で定めるというのだから、ここにはある種の行為規範として人びとを誘導するよう期待する政権側の意図が窺える。社会保障がまだ完備されていない中国において、こうした制度設計は政権にとって好都合であったといえよう。

また、夫婦の財産については「婚姻関係継続中に得た財産は夫婦の共

²³ 楊大文・前掲注5) 27～28頁参照。また、こうした規定は感情を婚姻の基盤としており、これはマルクス主義の離婚に関する基本的観念に合致するものであるとともに、社会主義的な婚姻の本質を反映したものであるとの評価もされている(楊大文＝龍翼飛＝夏吟蘭編『婚姻家庭法学(第二版)』(中国人民大学出版社、2007年) 167～168頁参照)。

有に属し、双方の間に約定がある場合は除く」として共有財産制を取っており、婿入りに対する差別をなくすためには「結婚登録の後、男女双方は約定に基づいて、妻は夫のほうの家族の構成員になることができ、夫は妻の方の家族の構成員になることができる」とした。

以上のように、80年法は、家族構成員の扶養や計画出産の義務化、子の氏などにおいて新たな規定を設ける一方、50年法の基本原則、すなわち婚姻の自由、男女平等、一夫一婦制などを基本的に継承している。その内容は、主として夫婦関係を定めたものにはなっているが、家族関係における規定（親子、祖父母と孫、兄弟姉妹）などは50年法より増えたとはいえ、依然として少ない。法律の名称も、50年法と同様に「婚姻法」が据え置かれたままである²⁴。また、50年法と同様、規定が簡潔であることから、行政機関や法院による解釈規定が改正後に続々と出され、それらは後々に人民法院が家族紛争を処理する際の法源となっていく。

（３）1980年婚姻法の特徴

80年法は、すでに述べたように、文革終息後というきわめて特殊な時期、すなわち計画経済から商品・市場経済へ転換する大きな節目において行われた法改正として、50年法の制定時と同様、他の法律に優先して整備されたという点に特徴がある。文革期の無法状態がもたらした人々の権利侵害に対する反省から、共産党は1978年12月の中国共産党11期3中全会において、民主と法制の強化路線を提起し、社会主義的民主と法秩序の健全化を図るべく立法活動を進めた。

5期全国人大3回会議における彭真（法制委员会主任）の「全国人民代表大会常務委員会の活動報告」²⁵によれば、社会主義建設事業の順調

²⁴ 楊大文・前掲注5）28頁参照。これによれば、最初の起草段階においては、「婚姻家庭法」という名で草案を作成したが、途中で全国人大法制委員会の参加により、再び「婚姻法」に戻したという。その理由として、二つ挙げられた。1つは、法のなかの、家庭関係に関する内容がまだ少ないこと、もう1つはこれまで歴史的に人民大衆は「婚姻法」に馴染みがあり、これをわざわざ変える必要がないということである。

²⁵ 彭真「中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會工作報告」人民日報1980年9月14日1面。

な進展を保障するために、当面もっとも緊急に立法すべき法規は経済関連のものであり、その他で制定が急がれるのは民法や人口問題と関連する計画出産関係法規であった。だが、こうした動向にもかかわらず、他の法律に先立って婚姻法の改正作業が始まり、かつそのことについて党中央の理解を得ることができたのは、婚姻法を通じて個人を規律し、ひいては家族の安定を図ることで社会のさらなる健全な発展を目指すためであった。いうならば、改革開放に相応しい社会主義市場経済の建設に必要な人的リソースを確保するといった要請に合わせて、その基盤となる家庭に深く関わる婚姻法から先に整えた、ということであろう。

また、今回の改正は、党中央からの委任によって実現した50年法と違って、完全に全国婦聯の主導の下で、他の関係部署が積極的に立法過程に加わることによって実現された。改正作業に着手してから最終的に採択されるまで2年弱の時間がかかっており、その内容は50年法を引き継ぎつつも、時代的背景を考慮した規定が盛り込まれている。

その特徴として第一に、計画出産政策が全面的に意識されるようになった点である。彭真の活動報告によれば、本来婚姻法の改正案と計画出産関連法規を合わせて全国人大の審議に付する予定であったが、計画出産政策を法律の形にまとめ上げるには、依然として時期尚早であることから見送られ、婚姻法改正のなかで夫婦における計画出産の義務化と「晩婚・晩育」が明文化されるにとどまった。結局、婚姻法は、婚姻法が本来有すべき意味についての吟味をする時間も十分には与えられず、夫婦の出産に関連するという観点から国家の計画出産政策に関わる条項が盛り込まれることになり、夫婦にそれを強制するという形での決着をみた。そして、実際、婚姻法が国の政策を実施する単なる手段として以上の位置づけを与えられることはなかった。こうして、みずから子どもを産むというきわめてプライベートな事柄に対する国家の介入が許されることになった。

上述したように、新設された規定のなかには、計画出産政策を思わせるものが多く、80年法の時代背景が容易に窺える。80年法は国家の利益を優先的に配慮した改正であり、女性解放を目的とした50年法に比べて大きく異なっている。もっとも、女性解放と計画出産という目的は違えども、国家の政策を実現する手段として用いられているという点で、両

者は共通している。そしてこの辺りの事情は、同活動報告においても明示されている。要するに、「婚姻法は各家庭に関わる重要な『大法』であり、……国家の当面の政治、経済、文化状況により出発し、……社会の需要に合致し科学的根拠を要し、今日だけではなく明日のことも考慮するべきものでなければならない」ということである。もちろん、実際の状況に基づきつつ、将来的には補正が施されることも前提とした上で、ひとまずは、可能なものから順番に法制化を進めていかなければならない。

このような言説から察するに、後に予定されている法整備作業に追われ、婚姻法の改正に割かれる時間やコストなどの面では少なからず限界があったと考えられる。そのため、家族法の観点から本来は検討されるべき規定内容が射程外であるとされ、国家が進めようとする政策を取り入れるのみで、改正作業は終了した。言い換えれば、計画出産を実施するにあたって、共産党政権はその正当性を確保しておくためにも法的根拠を必要としていたということになる。80年法というものが、まさにこうした党（政権）の都合に合わせて改正されたものであった、ということでもある。したがって、この局面における全国婦聯は、女性たちの立場を考慮し権利利益を追求するというよりは、党（政権）の政策に取り込まれる形で、あるいは、それに呼応していく形で全面改正作業に関与していたと考えられる。

特徴の第二は、婚姻法のなかに家族の扶養機能への期待が盛り込まれている点である。経済の発展や生活の向上をもたらした転換期において、就職問題を解決するには時間が必要であった。そのため、家族の連帯や絆を強調することによって多少の問題については、家庭の内部で解決することが企図された。とりわけ、兄弟姉妹間や祖父母と孫の間の扶養義務に関する規定が新設されたという点は、扶養をその決定的基盤とした家族像を想起させる。もっとも、このことは、計画出産によってみこまれた少子化問題とも直接関わっていて、それらを想定した上での対策であるともいえよう。

しかし、ここでもう１点注目しておくべきことは、女性に対する権利保護の問題である。当初、婚姻法改正の理由の１つとして挙げられていたのは、請負婚や売買婚を阻止すること、結婚式を簡素なものとするこ

と、婚姻を手段とした高額な財産の騙し取ることなどの問題を解決することであった。だが、これに関しては、総則に「家族構成員間の虐待、遺棄を禁止する」という網羅的な規定を盛り込んだ以外に特に新しく何か設けられた規定があるわけではない。そして80年法は、結果的に50年法から受け継がれた婚姻の自由、男女平等、一夫一婦制などの基本原則を追従するにとどまった。

他方、50年法では、婚姻の自由へ干渉したことによって傷害者や死亡者を出した者に対しては、刑事責任を追及するとの規定があった(26条)²⁶。だが、80年法ではこれが削除され、「本法に違反する者は状況に応じて行政処分または法的制裁を加える」という内容に取って代わり、抽象的かつ一般的な規定へと装いを変えた。したがって、今回の改正内容を検討すれば、50年法にみられた女性の権利利益を重視し保護しようとする姿勢が弱まったといえる。

また、離婚裁判においては、和解調停へと至る方途が探られる傾向にあり、説得が重視されるとともに、高齢者保護、兄弟姉妹間による扶養の奨励といった点から、今回の改正は個人の権利利益より家族という共同体を重視するといった価値観へのシフト移動が確認される。つまり、個人的価値よりも家族という集団的価値を重んじることによって、伝統的な家族扶養機能が社会のリソースとして掘り起こされることになったとみてよい。そして、もしそうであるとすれば、個人利益が集団的利益へと吸収されてしまうといった懸念が生じることになる。

80年法が施行されると、全国婦聯は、最高人民法院、民政部、全国总工会などの部署と連名でこの新しい婚姻法を真剣に宣伝することに関する通知を全国に向けて発した²⁷。そして、中国家庭関係研究会と共同で

²⁶ こうした刑事罰に関する規定が民事関係の法律の中に盛り込まれることは稀ではない。公法と私法の二元論により民法と刑法が明確に区別される、いわゆる近代法の構造と違って、中国法ならではの特徴ともいえる。

²⁷ 「關於深入宣傳婚姻法的通知(1981年11月30日)」中華全国婦女聯合会編『四大以来婦女運動文選(1979-1983)』(中国婦女出版社、1983年)124～126頁参照。本通知は、結婚式の簡素化、婚姻の自由(婚姻自主権)、社会主義的婚姻道德教育の強化の3つ方面での宣伝を実施するよう要求した。

婚姻法宣伝大綱が作成され²⁸、マスメディアを利用した全国民へと向けた啓蒙教育と宣伝活動が行われた。新婚姻法の趣旨が貫徹されるように、重要な意義が広く訴えられた点や、トップダウン式の法律普及活動であった点は、50年法の場合と変わらない。

ただ、重要なのは、このような活動が、婚姻法の趣旨や理念を宣伝し国民に理解を求めるというよりは、婚姻法の中に盛り込んだ国家の政策を広めることに重点を置いている点である。計画出産という国家の政策を実現するのであれば、計画出産に基づく法整備を進めようとするのが通常考えられる手段であろう。だが、80年法ではそうした手段が採用されず、以前から存在する50年法を改正する形で、計画出産に関する規範は婚姻法の中へ盛り込まれることになった。そこに、計画出産が婚姻という家庭や、個人の利益と直接的に関わる問題であることを人々に意識させ、それと同時に国内外の反応を観察しつつ、今後の特別法を制定する際の検討素材にしようとする党（政権）の思惑を読み取ることは、決して困難なわけではない。

したがって、80年法は単なる家族法だけではなく、そこに含まれる個々人の利益が国家の利益とストレートに直結しており、その国家利益を実現するもっとも有望な手段の1つとして80年法は位置づけられている、と理解するべきである。

また、今回の婚姻法全面改正をきっかけとして、1981年11月に全国婦聯は、法律や婚姻・家庭問題に詳しい専門家を招集し、中国婚姻家庭研究会（雷潔瓊初期会長）を設立した上で、婚姻・家庭をめぐるあらゆる問題状況への調査・研究・分析を通じて婚姻法の実施状況の把握に努め、注視していくことになった。

²⁸ 「婚姻法宣伝提綱（1981年12月10日）」中華全国婦女聯合会編『四大以来婦女運動文選（1979－1983）』（中国婦女出版社、1983年）127～131頁参照。主に、「婚姻法の宣伝・貫徹は全国民の大事である」こと、「婚姻の自由（婚姻自主権）を堅持する」こと、「無駄な浪費に反対し、結婚式を簡素化する」こと、「離婚の自由を正確に理解し、社会主義的道德風紀を確立する」こと、「家庭構成員の合法的な権利利益を保護し、高齢者を敬い若い者を慈しむ美德を奨励する」ことの5つの内容から構成される。

3 2001年改正婚姻法への参加状況

(1) 制定過程

改革・開放政策の導入以来、中国の経済は飛躍的な発展を遂げ、都市部と農村部の間における人的・物的構造には大きな変化が生じた。経済の自由化により利益が多元化・多層化するとともに人間関係はいっそう複雑なものになった。その結果、社会構造の変化に伴う権利侵害や家族をめぐる新たな問題状況が現れることになった。たとえば、家庭内暴力、婚姻外の不貞行為による夫婦関係の不仲、それに伴う離婚問題、シングルマザーの貧困問題²⁹などが社会的問題として取り上げられるようになり、家族のあり方そのものに危機が及ぶに至った。その他、経済面においても生活水準が向上するにつれて、不動産や株の取引など、人々の財産所有をめぐる状況も改革・開放以前と比べて大きな変化を遂げた。そして、そうした変化に伴って、夫婦の財産関係を規律する法律が必要とされるようになった。実際、わずか37カ条で構成されていた80年法ではこうした新たな種類の問題に対応できず、最高人民法院により作成された司法解釈がその法源となることが多かった³⁰。

そこで1990年の80年法公布10周年の際に、中国婚姻法学研究会による『当代中国婚姻家庭問題』の編纂において初めて婚姻法の改正が提起され、1993年から立法機関に対して改正が呼びかけられるようになった。当時は、外国法研究の進捗も手伝って、この呼びかけは学界全体から広

²⁹ 陳葦『中国婚姻家庭法立法研究（第二版）』（群衆出版社、2010年）42頁参照。ほかにも、高齢者の扶養問題、離婚後の子の扶養・教育問題、家庭内暴力被害女性による犯罪率の上昇問題などが挙げられている。

³⁰ 最高人民法院による主な司法解釈としては、「民事政策法律を貫徹執行する若干の問題に関する意見」（1984年8月30日）、「人民法院が離婚案件を審理する際に感情が確かに破綻していることを認定するかに関する若干の具体的な意見」と「人民法院が結婚登記せずに夫婦の名義で同棲する案件を審理することに関する若干の意見」（1989年11月21日）、「人民法院が離婚案件における子女の扶養問題を処理することに関する若干の具体的な意見」（1993年11月3日）、「人民法院が離婚案件における財産分与の問題を処理することに関する具体的な意見」（1993年11月3日）などがある。

く関心を集めることになった。こうして1995年10月には正式に全国人大の立法計画に組み込まれ、翌年6月には民政部の主導により婚姻法改正指導グループが発足し、座長は民政部副部長楊衍銀、副座長には全国婦聯副主席の劉海榮および最高人民法院民事廷長の梁書文が就任した。

1996年11月から1997年6月までの間に、起草作業の準備のために、全国婦聯および関係部門は専門家・学者らとともに地方に赴き、婚姻法改正に向けた調査および研究を行い、そこで得られた知見に基づき第1稿と第2稿の第一次案（〔試擬稿〕）を完成させ、その名称を「婚姻家庭法」とすることにした。また、同グループは同年6月～9月にかけて第一次案に対する意見を広く求めた上で、さらなる検討と修正を加えることとし、9月～12月には第3稿と第4稿の第一次案を作り上げることに成功した。そして1999年春には、改正婚姻法の第一次案を全国人大の法制工作委员会へ諮問し、全国婦聯の担当する前期起草作業もこれで終了することになった³¹。

ただし、ここでは第一次案第4稿と諮問機関に送付する間に多少のタイムラグがみられる³²。だが、これは、全国人大（1997年の8期から1998年の9期へ）の改選による人員の入れ替わりによる引き継ぎの際に生じた遅延であり、さらには國務院の組織改編も重なったことから、もともと婚姻法改正指導グループの事務局として使っていた民政部の社会事務司が組織改編により廃止され、婚姻法改正作業が一時中断を余儀なくされたためである。したがって、今回の婚姻法改正において民政部の果たした役割が特別に大きかったというわけではない。むしろ、その後の起草作業は、主に全国婦聯の主導の下で行われたものであると理解される³³。

³¹ ここでの記述は、以下の文献を参照した。李銀河＝馬憶南編『婚姻法修改論争』（光明日報出版社、1999年）1～2頁〔馬憶南〕；徐家良『制度、影響力与博弈——全国婦聯与公共政策制定』（中国社会科学出版社、2003年）194頁；鈴木賢＝廣瀬眞弓「中国における家族の変容と法の対応——2001年婚姻法改正をめぐる」ジュリスト1213号（2001年）87頁。

³² この間に、第9期全国人民代表大会が行われ、ここでは再び婚姻法改正を立法計画に組み込まれたという（徐家良・前掲注31）195頁）。

³³ 徐家良・前掲注31）195頁参照。

その後も引き続き法制工作委员会と法学専門家との間で検討・修正作業を一往復してから、1999年6月、11章147カ条からなる包括的な家族法の体裁をなす法学専門家建議稿³⁴が誕生し、法制工作委员会へと提出された。しかしながら、本建議稿が、法制工作委员会による修正を経た後、2000年8月に正式な改正草案として決定されたときにはわずか52カ条しか残っておらず、その構成や内容には大幅な変更が加えられてしまっていた³⁵。その後、全国人大常務委員会会議において2000年10月、12月、2001年4月と3回の審議³⁶を経た後に、2001年4月28日に全国人大常務委員会21回会議においてようやく採択されることになった。

今回の改正は、立法計画に組み込まれてからそれが採択されるまで、およそ5年半を要し、また、人々が現実直面する具体的な利益に関わる論点を多く含んでいたことから、学界、政界、世論を巻き込み大きな反響を引き起こすに至った。ただ、当初は網羅的で体系的な家族法を目指していたものの、結果的にみれば既存の80年婚姻法の枠組がそのまま踏襲され、一部の規定に対する修正・補充という形で終わった。しかも、法律の名称についても、常務委員会の権限上の理由で既存の婚姻法という名称を変更することなく、そのまま維持することになった³⁷。

³⁴ 具体的な章立ては、第1章総則(1～9条)、第2章親族([親属]、10～18条)、第3章結婚(19～33条)、第4章夫妻(34～49条)、第5章離婚(50～71条)、第6章親子([父母子女]、72～94条)、第7章養子(95～116条)、第8章後見(117～126条)、第9章扶養(127～133条)、第10章法的責任(134～137条)、第11章附則(138～147条)で構成されていた。全国人大常委会法制工作委员会民法室編『中華人民共和国婚姻法修改立法資料選』(法律出版社、2001年)433～458頁参照。

³⁵ 鈴木賢＝廣瀬真弓・前掲注31)88頁参照。

³⁶ 立法法(2000年3月15日採択・公布、同年7月1日施行)27条によれば、常務委員会会議の議事日程に入れられた法律案については、3回の会期の審議を経てからはじめて表決を行うことができるとされる。

³⁷ 全国人大常務委員会法制工作委员会副主任を務める胡康生は、婚姻法改正に関するインタビューにおいて法律名称について言及している。編著者不明「修改婚姻法焦点問題詮釈」吉林人大2001年7期38頁参照。すなわち、全国人大により決めた80年法の名称について、常務委員会はその変更権限を有しないとされる。なお、全国人大とその常務委員会におけるそれぞれの法律制定権につい

（２）中華全国婦女聯合会の立法過程へ参加

それでは、一連の立法過程において全国婦聯はいかなる形で参加し、そのためにどのような活動を展開したのか、そしてどのような形で立法提案をするに至ったのかという点について、以下で検討することにした³⁸。

① 実態調査および座談会の開催

起草作業に備えて全国婦聯が法制工作委员会に協力し最初に進めたのは、人々の婚姻と家庭生活に関する実態調査とその研究に着手することであった。婦聯の中でこの作業を担当したのは權益部という部署であり、權益部は全国婦聯の中でもっとも調査研究や統計・集計作業を得意とする部署であった。もっとも、全国婦聯がナショナルセンターとして全国の各クラスの婦聯ネットワークを駆使すれば、様々な情報データを容易に手に入れることができるであろうし、そうした環境は十分に整っていたとみてよい。地方婦聯による活動報告や、女性たちを取り巻く問題に関する苦情や陳情を受け付ける制度〔信訪〕³⁹を活用すれば、現状把握に特別な困難はなかったであろう。そして、婦聯がこのような資源を占有していたということは、立法作業に必要な参考資料を収集し立法過程へ参加する際にも有利に導いたと考えられる。

まず、全国婦聯は婚姻法改正指導グループの一員として、婚姻法改正に関する調査研究の進め方を内容とする計画書の作成にあたった。法制

では、木間正道ほか・前掲注1）81～84頁〔鈴木賢〕を参照。

³⁸ この部分に関する紹介は、主に徐家良・前掲注31）192～238頁を参照。なお、今回の改正における背景、主要論点、改正内容などに関する詳細については、鈴木賢＝廣瀬眞弓・前掲注31）86～95頁を参照。ここでは、主に全国婦聯に焦点をあて、改正のプロセスにおける全国婦聯の役割を検討する。

³⁹ これは、「人民来信来访」（人民による手紙と窓口訪問）とも呼ばれ、行政機関に人民大衆が手紙を送るか、または窓口に出向いて行政上の紛争解決を訴えるという一種の行政苦情処理制度として建国当初から確立されている。改革・開放以来、行政機関に対する陳情の件数が急増し、その規範化を図るために行政法規である信訪条例（2005年1月5日採択、同年5月1日施行）が制定された。木間正道ほか・前掲注1）111頁〔木間正道〕参照。

工作委員会が立法作業を進める上で行う調査研究に対して、参照するべき必要な情報は婦聯から提供された。たとえば、調査項目をどのように確定するのか、調査を行う場所をどのように選定するのか、といった質問票作成についての情報がそこでは提供された。調査項目としては、結婚、一夫一婦制、財産、離婚、農村女性の状況、家庭内暴力の6つの問題が含まれていた。また、場所の選定については、婚姻家庭に関わる諸問題が全国的にみて相対的に多発しているとされる地域である広東、海南、福建などの沿岸部を中心にしながら、紛争が発生した件数の面で著しく不均衡な傾向を表わしている内陸部や沿海の地域を一定数選ぶことで、全国における傾向が把握できるよう注意が払われた。

また、より多方面にわたって情報を把握するために、各行政機関に対して統計資料を提供することが呼びかけられた。たとえば、民政機関に対しては結婚、離婚、離婚原因など、法院に対しては裁判離婚、重婚・虐待事件、未成年の犯罪など、婦聯に対しても婚姻家庭に関わる問題が「信訪」の中で占める割合などの情報がここには含まれている。

そして、こうして集めた情報や統計に基づいて、上海、広州、深センなどで関係部門の担当者や専門家はもちろん、法院や検察院、さらに一般女性も参加する座談会を開催し、婚姻法改正のために広く意見交換を行い、問題を抽出し草案の起草に備えた。2000年5月～6月の間に、法制工作委員会と連携して10回の座談会が開かれているが、そのうち3回は一般の離婚経験のある女性たちによる座談会であったが、これは、いわゆる社会的弱者に対する保護を念頭に置いた、婦聯ならではの取り組みであると考えられる。座談会の参加者は、一般女性以外にも、法院、検察院、公安部門、民政機関、婦聯などの関係者、そして人大代表もあり、広範囲にわたって女性たちの意見交換が交わされることになった。

実態調査といえば、2000年4月に全国婦聯は独自に抽出世論調査を行ったこともある。北京、河北、内モンゴル、黒竜江、陝西、湖北、広東、四川、江蘇、江西など10の省（自治区・直轄市）において、農村部と都市部、経済的状況、学歴などの要素を考慮した上で、4000名（女51.9%、男48.1%；既婚者87.1%、独身者12.9%）の18歳以上の成人に対してインタビューを敢行した。この調査結果によると、91.6%の男女が婚姻法の改正に賛成意見を表明したという。改正の内容については、関

心度の高い順から、一夫一婦制・男女平等・婚姻の自由・請負強制婚の禁止などの基本原則の具体化、有配偶者の不貞行為⁴⁰等による婚姻家庭への崩壊行為、家庭内暴力、夫婦財産制、離婚後の子の扶養問題などに注目が集まったという。だが、このような傾向は、急激な経済発展により、拝金主義思想が蔓延し、人々の家族観や婚姻観に大きな変容がもたらされたことの結果であるともいえる。また、こうした独自の実態調査は、全国婦聯の立法過程への提案活動を大きく支えることにもなった。たとえば、全国人大常務委員会の多くの委員は、改正案について意見調整を行う際に、全国婦聯の調査データを使用していたことが明らかになっている⁴¹。

その他、全国婦聯が立法活動に参加するにあたって、人的ネットワークも重要な役割を果たした。特に、全国人大や全国政協にいる女性委員との関係づくりを通じて、全国婦聯の意見が立法の場へと反映させることができるよう、積極的に活動が展開された。たとえば、2000年12月1日に、全国婦聯の主催の下で、40名余りの女性委員を集め婚姻法改正に関する座談会が開催された。この会議の席では、婚姻法をめぐる主要な論点の整理と現状の問題についての紹介がなされ、各委員からの意見が求められた。そして全国婦聯副主席の顧秀蓮は、立法過程において一般女性や一般市民の声を代弁できるように、世論の動向の的確な把握にも努めるよう注意を喚起した。その後12月19日になると、全国人大常務委員会副委員長を務める全国婦聯主席の彭珮雲は、北京にいる7名の女性常務委員⁴²を招集し、婚姻法改正について意見交換を行い、立法過程に

⁴⁰ ここでは、具体的に愛人を囲うこと（主に男性によるもの。原語：包二奶、納妾）や夫婦関係に割って入り他人の婚姻を破壊すること（主に女性によるもの。原語：第三者挿足）を指している。これらを包括的に「有配偶者の不貞行為」とする。

⁴¹ 徐家良・前掲注31）231頁参照。

⁴² 当時、全国人大常務委員会には17名の女性が在職し、そのうち7名の女性委員が婦聯と縁故をもっている。すなわち、①趙地（全国人大内務司法委員会委員。1990年以降、全国婦聯副主席、書記処書記、黨組副書記などの要職を歴任）、②万紹芬（全国人大内務司法委員会副主任委員、1988年に全国総工会黨組副書記、副主席などを歴任）、③瑪依努爾・哈斯木（新疆維吾爾自治区婦聯

において一般女性を代表し積極的に意見を表明するよう女性常務委員に呼びかけを行った。これに対して、趙地常務委員は、「今回の婚姻法改正案の審議会議で、われわれ女性常務委員は可能な限り積極的に発言し、主張すべきことは主張し、堅持すべきことは堅持しなければならない」とのコメントを出した⁴³。そしてこのように形成されたネットワークが活用されることによって、全国婦聯が全国人大常務委員会へとアクセスすることが容易になり、ひいては自らの主張を立法の場へと持ち込むことが容易になったと考えられる。

また、このような婦聯によって展開された人的ネットワークは、全国人大常務委員会およびその法制工作委员会とも重なり合って形成されたものでもあった。それゆえ、先述したとおり第一次案の起草段階においても、全国婦聯は法制工作委员会のために、積極的に実地調査や座談会など婚姻法改正に必要な一次資料の獲得に力を惜しむことはなかった。また全国婦聯が主催するあらゆる座談会や研修会には必ず法制工作委员会の責任者を臨席させることで法制工作委员会に対しては敬意を払い、それと同時に自らの存在感をアピールすることもでき、相互の信頼を深める上で多いに寄与したと考えられる。法制工作委员会副主任の胡康生は、婚姻法修正案(草案)に関する説明において、これまでの婚姻法の実施状況に関する調査について言及し、その際にまずは全国婦聯の活動について触れ、その貢献するところを認めるに至った。また、改正内容についての説明においては全国婦聯の提供した一次資料が使われ、全国婦聯の立場も折に触れて紹介されたといわれている⁴⁴。

主任、全国婦聯副主席などを歴任)、④李明豫(全国人大内務司法委員会委員、第8期全国婦聯執行委員、常務委員などを歴任)、⑤聶力(国防科工委科学技术委員会副主任兼事務局長、全国婦聯副主席などを歴任)、⑥錢易(全国人大環境と資源保護委員会委員、全国婦聯副主席などを歴任)、⑦黃啓璿(全国人大環境と資源保護委員会副主任委員、1988年から全国婦聯副主席を歴任)である。徐家良・前掲注31) 222～223頁参照。

⁴³ 全国婦聯權益部「人大女常委座談修改婚姻法的情況匯報及相關建議」(2000年12月19日)。

⁴⁴ 全国人大常委会法制工作委员会民法室編・前掲注34) 4～9頁参照。なお、改正婚姻法が施行された後の記者会見においても、胡康生は全国婦聯の調査研

このように、一連の立法過程においては、全国婦聯の存在が非常に重要な地位を占めており、一定の役割を担っていたことが理解されるであろう。もちろん、こうしたことは、全国婦聯の有する特殊な地位および人的ネットワーク、そしてナショナルセンターを頂点とした組織自体の全国的ネットワークと密接な関係があり、全国婦聯だからこそ実現が可能になったのだらうと思われる。彭珮雲は、ある講話の中で、「（全国婦聯の）權益部は婚姻法改正過程において筋のたったことを押し通したため、われわれの意見は全国人大常務委員会およびその法制工作委员会に重んじられ、しかも多くの意見が佐託されるにいたったのである」との自己評価を行ったことがある⁴⁵。

② 提案内容

全国婦聯は、みずから実態調査や座談会を展開することによって、社会の各方面からの意見や声を婚姻法改正作業の中に取り入れ、問題状況の把握やその後の改正提案を進めていく際の基盤づくりに関して、大きな役割を果たすことになった。そして、取得された情報やデータに基づき、2000年7月、全国婦聯は内部の意見交換と意見統合を経て、「現行婚姻法の改正に関する意見」という建議稿を作成し、全国人大常務委員会法制工作委员会へと送付した。また同年7月25日、全国婦聯の名義で「五大建議書」を260部印刷し、全国人大常務委員会の李鵬委員長および各副委員長、法制工作委员会、法律委員会、内務司法委員会、國務院法制辦公室、最高人民法院、最高人民檢察院、法学者等へと配布した。その「五大建議書」には、重婚の禁止および配偶者を有する者による不貞行為の禁止、家庭内暴力の禁止、夫婦財産制の整備、離婚後の子女の面接交渉および扶養問題、無効婚姻制度に関する規定の増設などが盛り込まれたものであり、今回の婚姻法改正に関する全国婦聯による立法提案でもあった。そこで、以下、それぞれについて触れてみたい。

究や提案について高評価を与えた（「關注新婚姻法——全国人大常委会法工委举行記者招待会」人民日報2001年5月16日10面）。

⁴⁵ 彭珮雲「修改婚姻法是一件利国利民的大事——在全国婦聯婚姻法（修正案草案）宣傳教育培訓班上的講話」中国婦女報2001年2月12日1面。

まず、提案1として挙げられたのは、重婚の禁止および配偶者を有する者による不貞行為の禁止についてである。この問題は各提案の中でもっとも重視されたものであった。全国婦聯は、配偶者を有する者による不貞行為をめぐる問題について、1980年代からすでに問題視していた。その端初となったのは、1981年11月25日に一般女性が配偶者の不貞行為（「第三者挿足」）を問題にした書簡を、当時の中共中央主席である胡耀邦に送ったことである。

同年11月29日、胡は全国婦聯に本書簡を回付し、「家庭は社会の細胞であり、その良し悪しは直接社会の発展に対して影響をもたらす。だが、家庭問題には非常に厄介な面もある。したがって家庭問題は法律によってのみ拘束するべきではなく、社会世論対しの確に依ていく必要がある。……共産党青年団、労働組合、文化団体、教育界とも連携し、本件をしっかりと捉えた上で解決するべきである。10年程度こうした問題に対して取り組むのであれば、各家庭は親密になり、人々も愛情をもって接し合うといった新局面が現れるであろう」との指示を出した⁴⁶。

そこで全国婦聯では、この指示に基づいて、翌1982年1月18日、26の関係部署とともに胡の指示をめぐって討議し、婚姻家庭領域における社会主義的精神文明の構築を目指すために、各機関・各組織に「五好家庭」活動⁴⁷を展開するよう呼びかけることにした⁴⁸。また1984年8月9日には、全国婦聯は北京市婦聯と共同で社会主義的婚姻の道德教育座談会を開催し、「社会主義的家庭関係を保護し、配偶者を有する者による不貞行為の問題を解決する」という報告もなされた⁴⁹。こうして、配偶者を有する者による不貞行為の問題においては、当時から社会主義的家庭関係を崩壊させるといった負の面が捉えられており、全国婦聯も一貫して反

⁴⁶ 中華全国婦女聯合会編『四大以来婦女運動文選（1979—1983）』（中国婦女出版社、1983年）45頁；全国婦聯辦公庁編・前掲注6）245～246頁。

⁴⁷ 「五好」という言葉は、5つの素晴らしいことを意味するが、具体的には、国（集团）を愛すること、労働を通じて豊かになること、計画出産を実行すること、団結し助け合うこと、規則や法律を守ることである。これを各家庭において実行するよう呼びかけたのである。

⁴⁸ 全国婦聯辦公庁編・前掲注6）248頁。

⁴⁹ 同上。

対の立場を採り続けてきた。

2000年４月に行われた全国婦聯の抽出世論調査によれば、愛人や妾をもつ者に対して、94.2%の者が制裁を加えるべきであるとの回答が寄せられている。特に男性が愛人や妾を囲うといった行為（「包二奶」）については、外国商人や国内企業の社長などの富裕層のみならず、党や政府の幹部⁵⁰も多く含まれていた⁵¹。また、このような不貞行為が原因となって生じかねない非嫡出子が問題視されており、家庭および社会の安定を図る上ではもちろんのこと、計画出産政策の実施という観点から見ても問題であり不都合であることから、この問題に対しては早急の取り組みと解決が求められていた。提案１の背景にはこうした事情があった。

そこで具体的には、２つの面から提案がなされた⁵²。まず、刑法に規定されている重婚罪についての司法解釈を行うことによって、重婚認定基準を拡大することが考えられた。それによると、次の行為が「重婚」とみなされた。すなわち、「配偶者を有する者が別の者との結婚証明書を受領した場合、配偶者を有する者が別の者と結婚式を行った場合、配偶者を有する者が別の者と結婚式を挙げずとも夫婦名義を用いて特定の住所で共同生活を営んでいる場合、配偶者を有する者が別の者と夫婦名義を用いずとも同棲し特定の住所で共同生活を６月以上にわたって営んでいる場合」である。

また、改正婚姻法の総則においては、一夫一婦制を法が保護するといった趣旨の条文を追加することとし、有責配偶者の損害賠償責任および無責配偶者への財産分与上の配慮についても規定を設けるべきであるとした。そうすることで、有責配偶者に対する責任追及が実現されるだけでなく、無責配偶者への経済的利益も配慮されることになり、公平原則

⁵⁰ 党員幹部による不貞行為問題は、党の風紀を乱すだけではなく、党内の腐敗をもたらしていることから、政府はときどきその取締を強化してきた。広東省では汚職罪で摘発された幹部の95%に愛人がいたという。また、同省の紀律検査委員会が党員幹部の愛人問題について調査した結果、75件が発覚され、しかも非嫡出子が34名もいるとされる。全国婦聯權益部「坚决遏制重婚 纳妾『包二奶』等行為——修改婚姻法建議之一」中国婦運2000年9期28頁参照。

⁵¹ 「婚姻法应如何修改」人民日报海外版2000年11月3日5面。

⁵² 以下の具体的な内容については、全国婦聯權益部・前掲注50）28頁を参照した。

を体現したいわゆる離婚の自由も制限されずに済むと考えられたわけである。

もっとも、なぜ不貞行為といった、いわば道徳的、倫理的な問題を刑法または婚姻法という法律的次元へと持ち込み処罰の対象とするのかといった点については疑問が残る。私的自治の原則に基づき国家による民事不介入を原則とした法体系に対する考慮はまったく度外視されているように思われなくもない。しかしながら、そこには全国婦聯の強い意志、すなわち、中国社会に蔓延している不貞行為について、それは社会生活上の安定を損ないかねず、党内の風紀を緩め計画出産政策をも阻害しかねないマイナス要素であると位置づけることによって、これを一挙に抹殺しようとする強い姿勢が窺われるのではないだろうか。

中国において法律上の婚姻を成立させるためには、申請書を提出し登記を行う必要がある。この点、すでに司法解釈によって、登記を行っていない事実婚は刑法上の重婚罪(258条)に含まれると解されていたところであるが、婚姻法改正過程においては、それを男女の不貞行為一般にまで拡大し処罰の対象とすることが検討されていた⁵³。だが、これらは、あくまでも法律上の婚姻関係にある妻に対してその地位を保護しようとするものにすぎない。したがって、不貞行為の相手方で婚姻外のある女性に保護の対象とされず、むしろ処罰対象とさえなりうることから、全国婦聯が保護の対象とした「女性」には限定的な意味付与がなされていたことについては、注意をしておく必要がある。すなわち、男性との不貞行為によって傷つけられた女性の権利利益を保障し回復しようとする視点ではなく、法律上の婚姻関係にある女性を重視することで、社会の基盤であり根源であるとされた家庭を保護し、ひいては計画出産政策を滞りなく推進し社会生活に安定をもたらすことに寄与するかどうか。全国婦聯は、あくまでもこうした視点から婚姻法改正に関する問題を捉えていた、というわけである。

⁵³ 当時、不貞行為一般に対する処罰規定を設けることについて、学界には消極的な声も多かった。たとえば、李銀河＝馬憶南編・前掲注31)に収録されている陳新欣論文(293～300頁)、肖雪慧論文(301～303頁)、馬春華(307～311頁)、李銀河論文(312～316頁)を参照。

次に提案２として挙げられたのは、家庭内暴力についてである。全国婦聯の統計によれば、1998年から1999年までの２年間で、婦聯組織全体における家庭内暴力に関する訴えは陳情総件数の15%～18%を占めており、改正婚姻法に家庭内暴力の禁止規定を入れるべきと回答した者は96.1%に達したという⁵⁴。司法部門が提供したデータによると、家庭内暴力は離婚に至る主要な原因の１つとして、離婚事件総数の50%～60%を占めていたとされる⁵⁵。広東省婦聯が行った1589世帯に対する抽出調査によると、実に29.2%と３割近くの家庭が暴力問題を抱えており、そのうちの約８割の79.4%は夫から妻への暴力によって占められていたとされる⁵⁶。

この時期、家庭内暴力はすでに世界各国でも重要な問題として認識されるようになっており、女性に対する人権侵害であるとして大きくクローズアップされるようになっていた。諸外国の多くでは、すでに家庭内暴力に関する特別立法が行われており、女性を暴力から守ろうとする動きが活発になってきた。1993年12月、国連総会は「女性に対する暴力撤廃宣言」⁵⁷を満場一致で採択し、1995年に開かれた北京世界女性会議は、「女性に対する暴力」を「人権」および「貧困」とともに最重要課題の１つとして位置付け⁵⁸、中国政府もこれらの宣言を批准し、課題につ

⁵⁴ 「婚姻法応如何修改」人民日報海外版2000年11月3日5面。

⁵⁵ 王萍「婚姻法の修改完善應重視預防和制止家庭暴力問題」婦女研究論叢2000年5期23頁；全国婦聯權益部「制止家庭暴力應有明確地法律規定——修改婚姻法建議之二」中国婦運2000年10期28頁参照。

⁵⁶ 全国婦聯權益部「修改婚姻法建議之二」・前掲注28頁参照。

⁵⁷ この宣言は、女性に対する暴力が個人的問題ではなく、女性と男性の力関係という社会構造上の問題であること、貧困や文化が生み出す特定の地域や階層の問題ではなく、国際社会の普遍的な問題であることを確認した。さらに、女性に対する暴力を「ジェンダーに基づく暴力」と定義し女性の人権問題として位置づけ、私的な関係における暴力の撤廃に対しても国家に責任があることを明示した。戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』（不磨書房、2002年）63頁参照。

⁵⁸ 北京会議で採択された「行動綱領」では、被害者への補償と加害者処罰のための立法措置、とくに暴力防止と加害者制裁に実効ある法制度を各国政府に求めており、より具体的かつ強力に法制化が要請されていた。戒能民江・前掲注

いても同意を与えている。こうした世界的な動向を受けて、家庭内暴力に対する法制化の声が高まる中、全国婦聯は、家庭内暴力が女性への差別であり、家庭の崩壊を招きかねない深刻な問題であると訴え、男女平等の実現や社会の安定の維持のために禁止規定を設け、早急な解決を図る必要があることを提案した。そこで、具体的には、家庭内暴力を定義し、法的効果などを定めた上で、加害者に対しては制裁を加えることによって被害者を保護し、社会の安定を図ることが考えられた⁵⁹。

提案3は、夫婦の財産に関して、である。80年法は、約定で決めた財産（契約財産制）⁶⁰以外、基本的に法定財産制として夫婦財産共有制をとっていた（80年法13条）⁶¹。しかし、契約財産制を設けてはいたものの、具体的な実施方法については一切言及されていなかった。すなわち、契約は書面によるべきか否か、契約の公示方法はどうするべきかなどの諸手続の詳細について不明なままであった。しかし、経済の発展に伴い、

65頁参照。

⁵⁹ 全国婦聯權益部「修改婚姻法建議之二」・前掲注55）29頁参照。

⁶⁰ 80年法に定めた契約財産制は、その手続きにおいて空白があったため、利用しにくい制度となったこと、制度の存在すら知られていないこと、契約を締結してもその有効性が認められない場合が多いことなどから制度の形骸化がみられると指摘する論者もいる。鄧宏碧「現行夫妻財産制応当改善」李銀河＝馬憶南編・前掲注31）328～329頁参照。

⁶¹ このような共有財産制においては、夫婦の一方がまったく収入を持っていない場合でも婚姻関係存続期間中に得られた財産は共有とし、離婚の際にはそれぞれ半分の持ち分が認められていた。また、一方が死亡した場合には、まず固有の持ち分半分を控除した上で、残りの半분을相続財産として法定相続人が相続を行う。これは、通常、収入を持っていないのが妻の方が多いことから、主に妻を保護する意図にもとづいて立法されているともいえる（木間正道ほか・前掲注1）219～221頁〔鈴木賢〕参照）。なお、夫婦の共有財産に含まれる財産について、最高人民法院による司法解釈がある。それによれば、①一方または双方の労働により得た収入と購入した財産、②一方または双方が相続または贈与によって得た財産、③一方または双方が知的財産権による収益、④一方または双方が請負、賃貸などの生産・経営活動によって得た収益、⑤一方または双方が得た債権、⑥一方または双方のその他合法的な所得が含まれるとされる。「人民法院が離婚案件における財産分与の問題を処理することに関する具体的な意見」（1993年11月3日）を参照。

農村部と都市部を問わず生活条件が向上し、個人も家庭も一定程度の財産を所有するようになったため、こうした共有財産制および諸手続の不透明性が夫婦各人の利益保護にとっては不十分であることが明らかになってきたわけである。

全国婦聯の調査によれば、契約財産制を取った方がいいとの回答は35.2%であり、法定財産制を取った方がいいと回答したのは35.8%と、ほぼ同程度であった⁶²。だが、婚前財産については、42.6%が財産登記をした方がいいと回答したのに対し、必要ないとの回答は57.4%にも上った。遼寧省北寧市による婚姻登記と婚前財産の公証に関する統計によれば、1999年に婚姻登記をしたカップルの4137組のうち、婚前財産の公証を行ったカップルは1950組で47%を占めていたが、2000年の四半期に婚姻登記をしたカップルの1004組のうち、婚前財産の公証を行ったカップルは600組と、実に60%を占めるにいたった。同市農村部においても、それぞれ1999年は43%、2000年四半期は55%という高い比率を示している。こうした社会背景からみると、財産における私的所有が一般的になるにつれて、財産への占有意識が高まり、これに対処するための法的整備も求められていったということになるであろう。

そこで、こうした現状を踏まえて、全国婦聯は具体的に以下のように改正建議を提出することにした⁶³。まず、改正婚姻法は法定財産制と契約財産制を併用するべきであるとした。しかし、これはすでに80年法においても同様の規定が設けられていたことから、提案として特に目新しいものではない。ただ、いずれを選択するにせよ、婚姻登記の手続を行う時点においては、必ず婚前財産をも同時に登記することとし、婚姻登記ファイルに関連情報を記載するべきであるとした。

法定財産制を選択した場合、婚姻関係存続期間中に得た財産は、特有財産を除いてすべて共有とすることとされた。特有財産とは、一方の婚前財産及びそれに由来する自然増加分や、遺言贈与契約において一方にのみ帰することが明記された財産のことを指す。契約財産制の場合、そ

⁶² 全国婦聯權益部「完善夫妻財産制度——修改婚姻法建議之三」中国婦運2000年11期39～40、22頁参照。

⁶³ 全国婦聯權益部「修改婚姻法建議之三」・前掲注22頁参照。

の契約内容について3つのパターンが用意されており、契約の締結時期にはそれが適用されるとした。その3パターンは次のようなものである。

①夫婦の婚前財産と婚姻関係存続期間中に得た財産は双方の所有とする。②婚前財産と一方が婚姻関係存続期間中に得た財産はその本人の所有とする。③婚姻関係存続期間中に得た財産は双方の所有とし、かつ一方の婚前財産は婚姻後10年以上経た時点で双方の所有となる。

上記のような夫婦財産制に関する提案は、おそらく夫婦間の経済的格差がまだ現実に存在することを前提に考案されたものであったと考えられる。仮に離婚という事態を迎えることになったとしても、妻の側が極端な貧困状態に陥らずとも済むようにするといった全国婦聯による弱者救済の配慮が反映されたといえよう。しかし、婚前財産に対する婚姻時登記の義務化、婚姻10年後における婚前財産の共有化、契約内容の指定などの提案内容には、いずれも夫婦の意思と関係なく強制的に諸手続を進めることが予定されており、契約の自由、自由意思の尊重といった私法において重視されるべき価値がまったく軽んじられている点で特徴がある。

もっとも、妻の利益を保護するために採用された措置であることは確かであるとしても、しかしそれが結果的に妻への特別保護に該当しかねない点を考慮すると、この時点でこの法はジェンダーの視点からみて中立的であるとはいえなくなり、ジェンダー平等の観点からみて遙か遠くへ退いてしまうことになりかねない。ただ、全国婦聯としても、妻の利益を代弁するには、このように法律で強制するよりほかに方法がなかったのかもしれない。

提案4は、80年法には存在しない、離婚した親の子に対する面接交渉権についてである。80年法は子の養育費についての規定を設けていたが、離婚後の親の子に対する面接交渉については特に何も述べていなかった。ところが、計画出産政策の推進により状況は一変することになった。ほとんどの家庭において子は1人という状況を迎え、離婚に際しては、子との面接交渉をめぐる論争になるケースが後を絶たず、しかも扶養する側による「子の私物化」といった現象⁶⁴もみられるようになり、離

⁶⁴ 巫昌禎編・前掲注19) 341頁参照。

婚後に子と同居していない側の親の面接交渉が容易には認められないといった状況が生じている。

また裁判実務においても、明確な法規定がないという理由から面接交渉権を確保することが困難であるといったことが報告されるようになっており⁶⁵、親と子の双方にとって心身ともに悪影響を与えるほどにまで問題になっていた。そもそも面接交渉は子の健全な成長を促すための子の権利でもある。そこで子どもの権利条約の批准を機に、離婚した親との面接交渉を認めるべきであるとする見解もみられる⁶⁶。また、子との面接交渉は子の健全な成長といった個人的権利だけではなく、社会主義的婚姻家庭の道德の建設とも関係を有している以上、社会全体の関心を呼び起こす必要があるという理解から⁶⁷、改正婚姻法には新たな規定を設けるようにとの提案がなされた。

その具体的内容は、以下の３点から構成される。第一に、離婚後、子と暮らしていない側の親には子に対する面接交渉権が認められる。権利行使における時間、方式は当事者の協議によって決定し、協議が整わない場合は人民法院が判決を下す。第二に、面接交渉権に関する取り決めに違反したり、法院の判決の執行を拒否したりした当事者に対しては、法院は法に基づく強制措置を採ることにする。第三に、子と暮らす親が正当な理由もなく子と暮らしていない親との面接交渉権の行使を半年以上にわたって阻害した場合、法院は子と暮らしていない親の請求に基づき子の扶養関係を変更することができる。

このような提案は、子の利益を最大限に保障し、子の健全な成長を促す立場を全面的に出したものとして評価することができる。とはいえ、そこには次のような観点が作用したことも忘れるべきではないだろう。すなわち、計画出産の推進により、ほとんどの家庭に１人しかいなくなってしまった子は、双方の親にとってかけがえのない宝物であり、将来の中国を担っていくべき主体でもあることから、心身ともに健全な子の成

⁶⁵ 全国婦聯權益部「規範離异家庭的父母子女關係——婚姻法修改建議之四」中国婦運2000年11期40頁参照。

⁶⁶ 呉国平『婚姻家庭法新論』（法律出版社、2005年）347～348頁参照。

⁶⁷ 全国婦聯權益部「婚姻法修改建議之四」・前掲注65）40頁参照。

長は社会主義的婚姻家庭の維持という観点からみても得策であると考えられたという事情である。もっとも、婦聯組織は、女性問題を専門とする一方で、子どもの問題をもその業務・活動の重要な一部としているため、これらを日常の業務活動の一環として扱っている婦聯組織ならではの提案であるということもできよう。

そして最後の提案としてなされたのは、新たに婚姻無効の制度を設けることについてである⁶⁸。ここでいう無効な婚姻とは、婚姻の成立要件を具備しない違法な婚姻のことを指す。具体的には、早婚、請負や強制あるいは売買に基づく婚姻、重婚、婚姻登記をせずに夫婦名義で同棲しているような場合が挙げられる。

中国では、婚姻登記に要する経済的、時間的、距離的成本を敬遠し、婚姻登記に則って婚姻関係に入るべきであるといった法意識が欠けているため、婚姻登記をせずに事実婚の状態で生活を営む男女の割合が全夫婦の相当程度を占めているといわれている。たとえば、山東省民政庁の統計によれば、1988年に発見された違法な婚姻39179組のうち、婚姻登記をしていないカップルが37852組で全体の96.6%（うち23%が法定年齢以下の婚姻である）を占めるにいたり、違法な婚姻登記は1206組で3.2%、重婚は67組で0.2%であった。また同省の1994年の統計によれば、違法な婚姻6501組のうち、未登記は6408組で全体の98.6%をも占めていたほどである⁶⁹。

また、80年法には婚姻無効の制度が定められていないため、婚姻の成立要件を満たしていない違法な婚姻に対していかなる効果を認めるべきか、あるいは認めないべきかについて必ずしも明らかではなかった。裁判実務では、こうした違法な婚姻の「解消」については、「離婚」または「非法同居」関係の解消という形で処理してきたが、これをもって違法な婚姻を抑制することにはならないとのことから、法の整備が課題とされた。他方で、全国婦聯の側も、こうした違法な婚姻は、社会の不安定要素と

⁶⁸ この部分の記述は、全国婦聯權益部「増設無効婚姻制度——修改婚姻法建議之五」中国婦連2000年12期31頁を参照した。

⁶⁹ 王麗萍「婚姻無効和婦女財產權的保障研究」劉伯紅編『女性權利——聚焦婚姻法』（当代中国出版社、2002年）4～6頁参照。

して、早婚現象の抑制不能、計画外出産の増加、売買婚による女性の権利の侵害などが引き起こしかねないので、法整備を進めることを求めている。もちろん婦聯には、こうした違法な婚姻が放置されることによってもっとも不利益を被る者が女性と子どもである、といった認識も大きな動機づけとなっている。

ただ、婦聯の提案としては、婚姻無効に関する節を設け、その構成要件、認定手続、請求権者の範囲、請求権行使の期限、法的効果および法的責任なども明記するべきであるとしたのみで、その中身についての詳細が特に示されていたわけではない。

その後、2000年8月24日、全国人大常務委員会法制工作委员会により制定された婚姻法改正案（意見募集稿）が公表され、これに対する検討と分析が行われ、それに基づいて再び全国人大常務委員会法制工作委员会に宛て「婚姻法改正案（意見募集稿）に関する修正意見」が送付され、8月30日、法制工作委员会主催の会議に関係部門とともに修正意見が表明された。

ここでは、上記の五大建議を各条文にどう配置するかに関する意見以外にも、改正婚姻法の名称をどうするのか、婚姻可能な年齢の下限を男女同一のものとするのか、婚姻関係の破綻をどのように位置づけるのか、といった点についても議論がなされた⁷⁰。そして9月になると、実務家、法学者、社会学者によって各領域における論点が整理され、「婚姻法改正に関する近年の異なる意見」という題目の文書が作成され、全国人大常務委員会およびその法制工作委员会、法学者へと回付され、さらなる意見交換が続けられた。そして、2001年3月15日、2回目審議後の改正案について、さらに「婚姻法改正案に関する建議」という意見書を提出し、可能な限り自らの主張を法案に反映させることに全国婦聯は努めた⁷¹。

⁷⁰ 法律の名称については現行法の婚姻法を婚姻家庭法に変更し、婚姻年齢については現行法の男22歳、女20歳を男女ともに20歳に修正し、離婚における「感情の破綻」を「婚姻関係の破綻」に直すよう提案した。全国人大常委会法制工作委员会民法室編・前掲注34）159～170頁参照。

⁷¹ 全国人大常委会法制工作委员会民法室編・前掲注34）144～153頁参照。

(3) 2001年改正婚姻法の特徴

① 全国婦聯の提案の採択状況

ここでは、2001年改正婚姻法（以下、01年法と略す）に照らし合わせながら、全国婦聯の提案がどのような形で採択されたのかについて検討してみることにしたい。

婚姻外の不貞行為をめぐり全国婦聯が提案した重婚認定基準の拡大について、01年法で特に言及された形跡はない。ただ、総則3条において「配偶者を有する者が他の者と同棲することを禁止する」という網羅的な規定が置かれている。また、有責配偶者への責任追及については、46条において有責配偶者（配偶者を有する者が他の者と同棲する場合）に対する損害賠償請求権が認められたものの、離婚時財産分与における無責側への配慮については、特に明文による規定がない。実際には、「離婚の際、夫婦の共有財産は双方の協議により処理する。協議が整わないときは、人民法院が財産の具体的な情況、子と妻の権利・利益に配慮した原則に基づいて判決を下す」という39条1項に吸収されてしまっており、これは80年法31条を踏襲したものであると考えられる。

家庭内暴力に関する規定をみると、01年法においては総則の3条で、家庭内暴力の禁止についての規定が新たに設けられており⁷²、それを総則で明記する形で婦聯の提案は採択されることになった。さらに、家庭内暴力を離婚原因の1つとして認定した上で、有責側に対しては損害賠償責任をも負わせることにした（46条）。家庭内暴力は女性の生命や身体に関わる安全とも深く関わるだけに、中国のコミュニティである居民委員会や村民委員会、あるいは勤務所属先などにおける監督機能が強調され（43条）、加害者に対しては刑事責任も負わせることとした（45条）。

夫婦財産制に関する規定についてであるが、01年法17条～19条の規

⁷² 家庭内暴力の定義については、2001年改正婚姻法が施行されてまもない2001年12月25日に最高人民法院により出された婚姻法適用における若干の問題に関する司法解釈（一）1条において規定された。すなわち、ここでいう家庭内暴力とは、「行為者が殴打、縄で縛る、残虐に傷つける、人身的自由を強引に制限する、またはその他手段で、その家庭構成員に対して身体、精神等における傷害をもたらす行為」を指す。そして「継続的かつ経常的な家庭内暴力は虐待となる」とされる。

定によれば、契約財産制と法定財産制を併用し、いずれかを選択することができるとされている。契約（約定）がない場合は、自然に法定財産制として共有制を採ることとした点は80年法とさほど変わったわけではない。ただ、かつて司法解釈で定められた⁷³、共有財産に属すべき財産の一部種類⁷⁴を法律の中に吸い上げる形での条文化がなされている。夫婦の婚姻が存続している期間中に獲得した財産と婚前にすでに所有していた財産の帰属については契約によりこれを定めることができるとしており、それは書面によること、夫婦双方に対して拘束力を持つこととされた。

この点については、いずれも80年法より詳細に規定しているとみることではできるが、契約の時期や公示方法などについては特に規定がなされていないため、全体的に概括的な規定の設計にとどまっている。したがって、全国婦聯が提案した、婚前財産に対する婚姻時登記の義務化、婚姻10年後における婚前財産の共有化、契約内容の指定などについても、特に触れた箇所はなく、いずれも不採択という結果に終わっている。

子との面接交渉の問題については、01年法38条では、離婚後に子を直接扶養しない父あるいは母は、子との面接交渉の権利を有し、他方はそれに協力する義務を負うとともに、面接交渉権行使の時期、方式については双方の協議に従うこととされている。これは、全国婦聯が提案した一部の内容と合致しており、法規定を設けることで子の権利・利益を最大限に保障しようとした結果であるともいえる。

だが、全国婦聯が当初提案した他の2点、すなわち、面接交渉権に関する取り決めに違反したり、法院の判決の執行を拒否したりした当事者に対しては、法院は法に基づく強制措置を採ること、および、子と暮らす親が正当な理由もなく子と暮らしていない親との面接交渉権の行使を

⁷³ 「人民法院が離婚案件における財産分与の問題を処理することに関する具体的な意見」（1993年11月3日）。

⁷⁴ 2001年改正婚姻法17条：夫婦が婚姻関係存続期間中に得た、下に列記する財産は、夫婦の共有に属する。①給与・ボーナス、②生産・経営の収益、③知的財産権の収益、④相続あるいは贈与によって得た財産、但し本法第18条第3号に規定する場合を除く、⑤その他共有に属すべき財産。

半年以上にわたって阻害した場合、法院は子と暮らしていない親の請求に基づき子の扶養関係を変更することができることについては、まったく触れていない。したがって、子との面接交渉について両親の協議が整わないときには法院の裁量に任せるといった、改正後の規定は単純で網羅的なものとどまっている。

婚姻無効の制度をみると、01年法では、10条で婚姻が無効になる原因に関する規定⁷⁵、11条では主に脅迫などによって婚姻を取り消す原因や取り消す方法と期限に関する規定、そして12条ではこれらの関係が解消された後の財産や子の扶養などに関する規定が新たに設けられており、違法な婚姻に対する歯止めとなることが期待されている。これらは、当初から全国婦聯が提案した婚姻無効制度に関する規定の創設という要望が実現された形になっている。ただし、婚姻無効制度についての詳細な構想を全国婦聯がどこまで具体的に抱いていたのかという点は、資料上の制約から必ずしも明らかにすることはできなかった。それゆえ、全国婦聯の要望がどのような意味で、どこまでが法制定という形で実現したのかという点についてはまだ不明な点が残っている。

このように、全国婦聯が行った提案の採択状況を簡単にではあれみてみると、全国婦聯が行ったこれらの提案は、当然ながらいずれも婦聯組織の本来の業務範囲内にあるもの、つまり女性や子どもの利益を如何に保護するかを中心に行ったものであることは理解されるであろう。01年法の制定に向けて今回なされたの5つの提案のうち、採用されたのは、配偶者を有する者による不貞行為に関する禁止規定、家庭内暴力の禁止に関する規定、子との面接交渉権と婚姻無効制度の規定に関するものであった。もちろん、採用されなかったものもあるが、このような一定の成果を挙げることができたのは、やはり全国婦聯の特殊な地位および人的ネットワーク、そして組織自体の全国的ネットワークをなくしては考えることができない。

⁷⁵ 2001年改正婚姻法10条：以下に列記する事情のいずれに該当する場合、婚姻は無効である。①重婚の場合、②結婚を禁止されている親族関係にある場合、③婚姻前に医学上結婚するべきではないと認められる疾病に罹患し、結婚後もまだ治癒していない場合、④法定の婚姻年齢に達していない場合。

また、採択された提案は、いずれも家庭や社会の不安定要素とみられるものであり、国家の政策、とりわけ計画出産や男女平等の実現を推進しようとする際に障害となるであろうと想定される条件を除去しようとするものであった。しかも、女性に対する家庭内暴力と子との面接交渉をめぐる問題は、国内のみならず、国際的にも注目されている問題である。したがって、子どもの権利条約の批准国でもある中国にとっては早急に解決しなければメンツが立たなくなるといった事情が働いたかもしれない、その意味では少なからず「外圧」が働いたということにもなる。

しかし、角度を少し変えてみれば、家庭内暴力や子との面接交渉をめぐる問題はいずれも女性や子どもが抱えてきた問題であり、2001年法の制定に向けて、経済の自由化が進んだ現代の中国社会に独特の現象というわけではない。また、女性や子どもと同じような社会的弱者として性的マイノリティの存在を考えることは容易にできるはずであるが、こうした者たちに対する全国婦聯の注目度は、きわめて低調であるといわざるを得ない。今回01年法の制定に向けたプロセスの中では、さまざまな議論に混じり性的マイノリティを念頭に置いた同性愛者の婚姻をめぐる問題についても話題に上っていたことが確認されるにもかかわらず、である⁷⁶。

しかも、この点について、全国婦聯は以下のような反応をみせるにとどまった。すなわち、2000年4月に全国的な実態調査を行った際には、同性愛者の婚姻問題を訴える者が存在したわけではなかったし、全国婦聯が把握している情報によれば一定数の同性愛者は存在するが、相対的にみて必ずしも多数というわけではないし、かつ彼（女）ら自身もカミングアウトしないケースが多く、とりたてて法的承認を求めるといった声も聞かれないため、01年法において性的マイノリティの問題について何らかの規定を設ける必要があるとは認められず、したがってそもそも言及する必要もない、と。

また、社会メディアは、婚姻法の改正に際しては時代の主流思想や見

⁷⁶ たとえば、李銀河「在修改婚姻法時要警惕倒退」李銀河＝馬憶南編・前掲注31）111～112頁；「修改婚姻法熱門話題再聚焦」中国青年報2000年9月4日付などがある。

解に注目することによって立法環境を整えるための良好な世論形成にこそ寄与するべきであり、不要な混乱や騒乱を引き起こし立法作業に困難をもたらしかねないような少数者の問題を扱うべきではないと指摘した。そこで全国婦聯は、「婚姻法施行前後における教育宣伝活動をしっかり展開するための建議」を中共中央宣伝部部長で党書記である胡錦濤に送り、社会全体における婚姻家庭法制教育宣伝活動を展開することによって、人民が正しい人生観、価値観を樹立するよう促し、マスメディアの監督と管理を強化し、平等で親密な、そして文明的な家庭関係を築き上げることを提唱するに至った⁷⁷。

それゆえ、このような一連の全国婦聯が行った対応からわかることは、社会的に弱い立場にある女性や伝統的な意味での女性のみをその保護対象として設定するにとどまり、現代社会におけるジェンダー問題の解決に向けた取り組みはもとより、そもそも人間の基本的な権利をめぐる問題についてはほとんど関心がなかった⁷⁸。

② 2001年改正婚姻法の特徴

すでに上述したように、今回の改正は学者からの問題提起が契機となり、やがて1995年に立法計画に組み込まれ、翌1996年に起草グループが誕生し、全国婦聯がその副座長として改正作業に関与することになったという経緯をたどっている。そこで、この間の全国婦聯の姿勢に注目してみれば、80年法への改正が目指された際にはリードする役割を担ったのに対し、今回の01年法への改正に向けたスタート時点においては学者がリードを担い、全国婦聯が受身であったようにみえなくもない。とはいえ、その後の全国婦聯が積極的に改正作業に取り組み、実態調査や研究分析などを精力的に進め、あらゆるネットワークを利用し婚姻法への改正を目指して活動を展開してきたことはすでにみたとおりである。したがって、前回に比べて今回の改正は、調査や研究を通じて、政府や社会団体、学者、メディア、一般市民などを巻き込んだ大がかりの改正であったといえる。

⁷⁷ 徐家良・前掲注31) 216～217頁参照。

⁷⁸ 同上、238頁参照。

そこで社会全体を巻き込む形で進められた01年改正法制定へと向けた婚姻法改正過程が、いかなる特徴をもってそもそも誕生したのか、以下でみておきたい。

（i）女性への特別保護

これまでの婚姻法にもみられるように、女性への特別保護に関する規定が相変わらず目立っている。まず、総則における「女性・子どもおよび高齢者の合法的権利・利益を保護する」(2条2項)という規定である。ここでは、本婚姻法が、女性や子どもおよび高齢者を保護するものであると宣言するもので、女性は子どもや高齢者同様、社会的弱者であることを示唆し、保護対象であることが示されている。

夫の離婚禁止規定についてみると、「……妊娠中絶後6ヶ月以内は、夫が離婚を申し立てることはできない」(34条)とあり、これは計画出産との関係から止む得ず中絶した妻に対して設定された保護規定であることはいままでもない。一般の人々の間に根深く残る男児選好に加えて、第2子の出産を厳しく制限していることから、女児殺しや女児を出産した母親への差別、虐待が後を絶たないことから、殊更にこれを禁止したと考えられる。またすでに1992年に制定された女性権利利益保護法に設けられた42条⁷⁹の規定と同じ内容をしていることから、これはそれを丸ごと01年法に埋め込んだものと考えられる。さらに離婚の際、もし一方が生活に困窮しているならば、他方は住宅等個人財産の中から適当な援助をしなければならないが、これも男女の経済的格差を前提に、離婚後困窮するのは妻の方が多いことから、こうした保護規定を設けたものと考えられる。

（ii）家族の扶養機能

総則に高齢者の保護規定を設けたことで、01年法においては家族に高

⁷⁹ 女性権利利益保護法(1992年4月3日採択・公布)42条:妻が計画出産の要求により妊娠を中止した場合、手術後6ヶ月以内において夫は離婚を提起してはならない。妻からの離婚提起、または人民法院が夫の離婚請求を確かに受理する必要があると判断される場合は、その限りではない。

高齢者を扶養させようとする意図を垣間見ることができる。21条の規定によると、「子は父母に対して扶養・扶助の義務を負い」、「子が扶養義務を履行しないときには、労働能力がないかまたは生活に困窮している父母は、子に対し扶養費の給付を請求することができる」とある。きわめてレベルの低い社会保障しか整備がなされていない現状においては、家族間の私的な扶養が公的な保障に代わって機能することが期待されている。またそれと同時に、中国社会においては、倫理的にもそうした高齢者扶養や敬老精神は伝統的に美德として奨励されてきた。現状では強引な人口抑制策の影響もあって、世代別の人口バランスをみた場合、中国社会では猛スピードで高齢化が進みつつあることを確認することができる。だが、中国では、高齢者の扶養といった介護問題は家族によって担われることが国家的な戦略なのである。

また、「夫婦が婚姻関係存続期間中に獲得した財産は各自の所有とすることを書面で約定し、一方が子の扶養、高齢者の世話、他方の仕事への協力等において、比較的多くの義務を果たしていた場合、離婚時に他方に補償を請求する権利を有し、他方は補償しなければならない」(30条)との規定がある。これは、女性による家事労働が認められたようにもみえなくもないが、家庭における子や高齢者の世話に対する女性への規定的効果という面も強く、そのようなことをした女性に対する報酬として理解することができよう。

したがって、この規定はそもそも女性の権利利益を保護するためのものではないため、こうした規定は、女性の家事労働への従事という性別役割分担を、かえって固定化しかねない。性別役割分業といえば、36条3項にも規定がある。すなわち、「離婚後、授乳期間内の子は、授乳する母親が扶養することを原則とする」という規定である。「母」という特性に注目されたものとしては、同様の規定が、50年法(20条2項)と80年法(29条3項)にも存在していた。

また、01年法の28条と29条においては、祖父母と孫の間、兄弟姉妹の間における相互扶養義務も規定されており、家族の集団的な性格がより強調されるようになっており、社会保障的な扶養機能を家庭に委ねようとする点で伝統的な家族制度とほぼ同様の家族観が確認される。しかし、他方では、夫婦関係において婚姻の自由、男女平等、財産の契約制など、

個々人の自律をイメージした法規定が設けられているという点では、もっぱら伝統的な家族観に立脚しているとばかりはいいい切れず、近代的な権利観をも織り込んだものとして理解するべきであろう。もっとも、前近代的な伝統的な家族観と近代的な権利観という、相反する考え方が一つの法現象として同じ法律の中で結実しているといえるのかについては、今後の経済発展の動向を見定める必要もあり予断はできない。

（iii）道徳的な訓示規定が教えるもの

全国婦聯は配偶者を有する者による不貞行為に対する制裁として、総則においては「配偶者を有する者が他の者と同棲することを禁止する」（３条２項）としている。そして不貞行為を理由とする家族崩壊を防ぐ観点から、４条においては、「夫婦は互いに誠実であり、尊重し合わなければならない。家族構成員間においては高齢者を敬い、幼い者を慈しみ、互いに助け合い、平等で、仲睦まじく、品格ある婚姻・家庭関係を維持・擁護しなければならない」という道徳的な規定をも設けている。このような道徳的、あるいは倫理的な観点は法と区別して取り扱うのが近代法の原則だが、中国法においてはこのような道徳と法が混在した規定が普通に盛り込まれている。経済発展が進む中で、国家が道徳と法を駆使し、揺らぎ始めた家族の連帯をどうにかつなげようとしている姿勢以外の何ものでもない。

（未完）

〔付記〕本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割」（2013年3月24日授与）を加筆・修正したものである。執筆・加筆・修正にあたって、科学研究費の「研究活動スタート支援（2012～2013年度）」（課題番号：24830001）および「若手研究（B）（2014～2016年度）」（課題番号：26780001）の援助を受けた。